

建設省厚契発第 39 号
建設省技調発第 160 号
建設省営計発第 83 号
平成 9 年 9 月 19 日

最終改正 令和 5 年 12 月 27 日 国官会第 19132 号
国官技第 273 号
国営計第 129 号
国営整第 155 号
国北予第 14 号

総務部長
各地方建設局 企画部長 殿
営繕部長

建設大臣官房地方厚生課長
建設大臣官房技術調査室長
建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

直轄工事における経常建設共同企業体の運用について

直轄工事における経常建設共同企業体の取扱いについては、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和 63 年 6 月 1 日付け、建設省厚発第 176 号）（以下「通達」という。）により措置しているところであるが、経常建設共同企業体（甲型）に求める同種工事の施工実績等の取扱いについては、当分の間、下記によることとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1. 経常建設共同企業体（甲型）の構成員に求める同種工事の施工実績について通達記第 2、2（3）一の運用に当たっては、以下によること。

（1）一般競争について

すべての構成員に、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。

ただし、構成員のいずれか 1 社以外については、極めて高度な施工技術を必要とする工事を除き、同種工事の範囲を広げることができること。

（2）工事希望型指名競争について

構成員のいずれかに、同種工事の施工について元請としての実績を求めること。

ただし、高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも同種工事

の施工実績を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

(3) なお、通達記第2、2(3)一のただし書の運用を変更するものではないので、念のため申し添える。

2. 経常建設共同企業体(甲型)の構成員に求める配置予定技術者の同種工事の経験について

配置予定技術者の同種工事の経験については、以下によること。

(1) 一般競争について

構成員のいずれかに、配置予定の主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)が元請として同種工事の経験を有する者であることを求めること。

ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

(2) 工事希望型指名競争について

構成員のいずれかに、配置予定技術者が元請として同種工事の経験を有する者であることを求めること。

ただし、極めて高度な施工技術を必要とする工事については、他の構成員にも、配置予定技術者に同種工事の経験を求めることができること。この場合、同種工事の範囲を広げることができること。

3. その他

1、2いずれについても、共同企業体の構成員としての実績、経験は、出資比率が20%以上の場合について認めるものとする。